

板橋区地域防災計画
- 令和6・7年度追補版 -

令和8年3月

板橋区

令和6・7年度追補版は、「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」について、令和5年度改定以降に災害対策本部の体制や施設の追加等の時点修正を行った箇所を記載したものである。

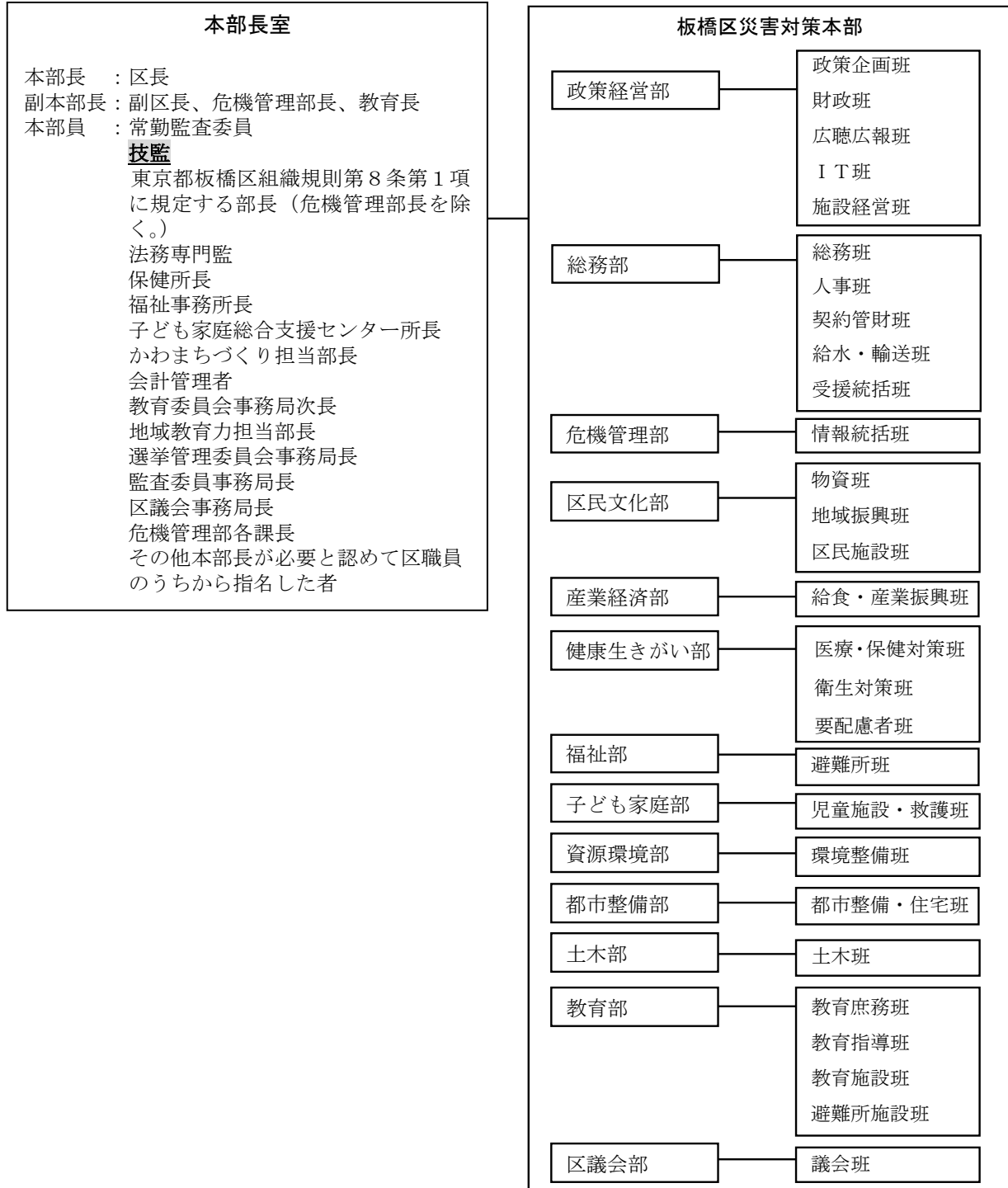
修正箇所は下線太字網掛けとしている。

第2部 第2章 区及び関係各機関の役割

第1節 板橋区の役割

第1 板橋区災害対策本部の役割

1 板橋区災害対策本部の組織（P51）



2 本部長室

(中略)

【本部長室の構成員及び職務】(P52～53)

構成員		職務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長、危機管理部長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤監査委員 ・ 技監 ・ 東京都板橋区組織規則第8条第1項に規定する部長（危機管理部長を除く。） ・ 法務専門監 ・ 保健所長 ・ 福祉事務所長 ・ 子ども家庭総合支援センター所長 ・ かわまちづくり担当部長 ・ 会計管理者 ・ 教育委員会事務局次長 ・ 地域教育力担当部長 ・ 選挙管理委員会事務局長 ・ 監査委員事務局長 ・ 区議会事務局長 ・ 危機管理部各課長 ・ その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者 	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

【本部長の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

副区長以下、次の順とする。

順位	権限委譲する要員
1	副区長 <u>(危機管理部を担任する副区長、担任副区長以外の副区長の順とする。)</u>
2	危機管理部長
3	教育長
4	総務部長
5	政策経営部長
6	区民文化部長
7	危機管理本部員（宿直、日直）

3 各部 (P54~59)

部	班・課	分掌事務	
政策経営部 (■ 災対部長…政策経営部長)	政策企画班 政策企画課 創造都市デザイン課 経営戦略課 庁舎整備担当課	応急・復旧	1 災害応急活動の総合調整に関すること
		復興 通常業務	1 災害復旧・復興計画(生活復興含む。)の立案及び特命に関すること
健康生きがい部 (■ 災対部長…健康生きがい部長 ■ 補佐…保健所長)	医療・保健対策班 健康推進課 地域保健課 予防対策課 国保年金課 健康福祉センター 板橋 上板橋 赤塚 志村 高島平	応急・復旧	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 医療・助産救護・応急医療救護に関すること 3 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること 4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること 5 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること 6 被災者の健康相談に関すること 7 遺体の身元確認、搬送、安置、火葬の総括に関すること 8 死者及び行方不明者の捜索(都・警察署の協力)に関すること 9 在宅人工呼吸器使用者の支援に関すること
		復興	1 被災者等のメンタルケアに関すること 2 被災者等の食事提供に係る適切な栄養管理の実施に関すること 3 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること
		通常業務	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)に基づく措置、疫学調査、検査 2 精神障がいのために自傷又は他害のおそれがある物の警察官からの通報の受理

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部 (■ 災対部長…健康生きがい部長 ■ 補佐…保健所長)	要配慮者班 <u>高齢政策課</u> <u>生涯活躍推進課</u> 介護保険課 後期高齢医療制度課 障がい政策課 障がいサービス課	応急・復旧	1 福祉避難所の設置・運営に関する事 2 避難行動要支援者支援活動に関する事 3 避難所班の編成に関する事
		復興	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事 2 後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関する事 3 福祉需要調査に関する事
		通常業務	1 介護保険の給付業務・認定調査 2 後期高齢医療制度の各種申請・給付業務 3 おとしより相談センター(19ヶ所)の運営 4 地域のおとしより相談センター、民生委員が高齢者を見守り・支援 5 緊急通報システム及び高齢者電話相談センター業務 6 障がい者情報を管理しているシステムの管理等 7 身体・知的障がい者の相談援護業務
福祉部 (■ 災対部長…福祉部長 ■ 補佐…福祉事務所長)	避難所班 <u>福祉総務課</u> <u>地域福祉連携課</u> 板橋福祉課 赤塚福祉課 志村福祉課	応急・復旧	1 避難所及び避難者に関する事 2 避難所の設置管理及び避難者の誘導・収容に関する事(人員把握・名簿作成・給食給水等) 3 避難所班の編成に関する事 4 社会福祉協議会との調整に関する事 5 帰宅困難者の対応に関する事(志村福祉課)
		復興	1 被災者実態調査に関する事 2 福祉需要調査に関する事 3 災害援護資金等の貸付けに関する事
		通常業務	1 行旅死亡人等取扱業務 2 各種福祉資金の貸付業務 3 生活保護費等の支払い 4 生活困窮者の相談援護業務 5 ひとり親家庭援護経費等の支出事務

(中略) (P61~62)

部	班・課	分掌事務	
都市整備部 (■ 災対部長・都市整備部長 ■ 補佐・技監、まちづくり推進室)	都市整備・住宅班 都市計画課 建築指導課 建築安全課 住宅政策課 まちづくり調整課 地区整備課 鉄道立体化推進課 高島平まちづくり推進課	応急・復旧	1 建築物及び宅地 (がけ・擁壁) 等の被災状況の調査及び応急対策に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 建築物応急危険度判定に関すること
		復興	1 都市復興計画の策定に関すること 2 都市復興計画に基づく建築工事の指導に関すること 3 復興対象地区の指定に関すること 4 災害復興に係る都市計画、再開発事業、土地区画整備事業等に関すること 5 応急住宅対策の調整に関すること 6 住宅復興策の推進に関すること
		通常業務	1 建築確認・審査・検査
土木部 (■ 災対部長・土木部長 ■ 補佐・技監、かわまちづくり担当部長)	土木班 土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 公園整備担当課	応急・復旧	1 道路、交通安全施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 2 河川、道路、橋りょう等土木施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 3 緊急輸送道路等の障害物除去及び道路啓開に関すること 4 ライフライン関係企業との連絡調整に関すること 5 公園、児童遊園施設等の点検、被害調査及び応急対策に関すること 6 道路、交通安全施設の復旧及び整備に関すること 7 道路、橋りょう等土木施設の復旧計画に関すること 8 公園、児童遊園施設等の復旧及び整備に関すること
		復興	1 道路工事調整協議会の開催に関すること 2 都市復興マニュアルに基づく道路復興計画の策定に関すること
		通常業務	1 道路・公園パトロール 2 緊急輸送道路等・公園維持補修工事 3 緊急街灯維持工事 4 占用許可・道路調査

部	班・課	分掌事務	
教育部	教育庶務班 教育総務課 学務課 新しい学校づくり課 地域教育力推進課 学校配置調整担当課	応急・復旧	1 区立学校（避難所含む）・区立幼稚園との連絡調整に関すること 2 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること 3 支援機関との連絡調整に関すること 4 都教育庁との連絡に関すること
	多様な学び推進担当課	復興	1 区立学校及び区立幼稚園の再開に関すること 2 被災児童・生徒への学用品等の支給に関すること
		通常業務	1 教育委員会・校長会の開催 2 学校用務業務委託関係事務 3 学校職員公務災害関係事務

(以下略)

第3部 第8章 医療救護・保健等対策

第3節 医療施設の基盤整備

第2 詳細な取組内容 (P179)

■ 区、区医師会

平時から、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練や、区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

【区内の災害拠点病院等】

指定区分	説明	区内の指定病院等
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)	帝京大学医学部附属病院(中核) ☆ 日本大学医学部附属板橋病院 東京都健康長寿医療センター 東京都立豊島病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	小豆沢病院、常盤台外科病院、小林病院、板橋中央総合病院、高島平中央総合病院、金子病院、板橋区医師会病院、愛誠病院、 東武練馬中央病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	上記以外の区内病院

☆東京都地域災害医療コーディネーター

(以下略)

第3部 第9章 帰宅困難者対策

第3節 一時滞在施設の確保

(3) 事業者等における対策 (P194)

■ 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等

- 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。

(中略)

- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【設置場所】

番号	施設名	所在地	立体（沿線）
1	杜のまちや	南常盤台 2-4-1	東武東上線・川越街道
2	東京土建一般労働組合 板橋支部会館	双葉町 36-6	都営三田線・環状七号線
3	創価学会板橋文化会館	志村 1-30-22	都営三田線・中山道
4	創価学会平和講堂	成増 1-2-10	東武東上線・川越街道
5	創価学会平和会館	小茂根 3-5-9	環状七号線
6	常盤台バプテスト教会	常盤台 2-3-3	東武東上線・川越街道
7	トヨタモビリティ東京（株） 板橋本町店	清水町 5-3	都営三田線・環状七号線
8	トヨタモビリティ東京（株） レクサスときわ台店	小茂根 3-1-3	環状七号線
9	株式会社良品計画 無印良品板橋南町 22	南町 22-14	山手通り
9	株式会社遊楽 新！ガーデン板橋	舟渡 1-5-7	中山道

【協定内容】

- ア 一時滞在施設の運営
- イ 帰宅困難者に対する飲料水・食料・毛布等の提供

第3部 第10章 避難者対策

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

第2 詳細な取組内容

(1) 避難所

■ 区

イ 避難所の指定基準 (P208)

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために、開設する区立小・中学校等の建物を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する（以下「指定避難所」という）。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (a) 指定避難所は、原則として、町会・自治会又は学区を単位として指定する。
- (b) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、集会施設等）を利用する。
- (c) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 **3.5 m²**あたり2人とする。
- (d) 避難所の指定にあたっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

(以下略)

第3部 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備（P226～227）

第2 詳細な取組内容

(1) 備蓄倉庫等の整備

■ 区

(中略)

- 令和6年9月に竣工した民間大型物流施設(舟渡4-3-1、MFLP・LOGIFRONT東京板橋)内に整備された板橋区災害時配送ステーションにおいて、物流事業者と連携した支援物資の保管・配送体制の強化及び地域内輸送拠点の運営体制を構築する。

ア 区施設等利用による備蓄倉庫

(令和7年4月1日現在)

種別	か所数	面積 (㎡)
防災備蓄倉庫	49	4,864

(中略)

(3) 輸送拠点の整備

■ 区

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を指定し、都福祉局に報告しておく。

<輸送拠点の機能と整備・運営主体>

区分	機能	整備・運営主体	施設名・所在地
地域内輸送拠点	区の地域における緊急物資等の受入、分配、避難所への輸送等への拠点	区	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小豆沢体育館（小豆沢3-1-1） （予備；区立上板橋体育館（桜川1-3-1） ※都立城北中央公園活用で調整） ・板橋区災害時配送ステーション （舟渡4-3-1、MFLP・LOGIFRONT東京板橋 2階）

第4節 輸送体制の整備 (P228)

第2 詳細な取組内容

(1) 陸上輸送体制の整備

■ 区

- 協定の締結
 - ・ 災害時には、備蓄物資、救助物資等の迅速な輸送手段を確保するため、指定公共機関等の協力も得る必要がある。
 - ・ 区は、輸送事業者等と、災害時における輸送業務に関する協定を締結している。

協定の締結先

- (ア) 東京都トラック協会板橋支部
- (イ) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部
- (ウ) ヤマト運輸株式会社

第4部 第1章 初動体制

第3節 応援協力・派遣要請

(3) 詳細な取組内容 (P265)

イ 防災関係機関等の応援要請

■ 各防災関係機関

● 各関係機関の派遣内容等

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
発災直後 (リエゾン派遣)	国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被災現場	被害状況の把握、被害拡大防止、二次災害の防止、被災地の早期復旧に向けて、技術的な支援(排水、土砂撤去、応急復旧など)を被災自治体に行うチーム。
概ね48時間以内	厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	保健所・避難所等	医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、災害発生後、概ね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
	(公社)日本医師会	日本医師会災害医療チーム (JMAT)	避難所等	被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的とし、主に避難所・救護所等での医療や健康管理(災害前からの医療の継続)を行う。さらに、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎに至るまで、多様かつ広範囲に及ぶ活動チーム。
	厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	避難所等	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
概ね3日～1週間以内	東京都及び 国土交通省	応急危険度判定員	避難所等	被災した建物が余震で倒壊したり、外壁や窓ガラスが落下したりする危険性がないかを、外観で迅速に調査・判定し、ステッカーで表示し、人命に関わる二次災害を防ぐ専門家（応急危険度判定員）の派遣。
	厚生労働省	日本災害歯科支援 チーム (JDAT)	避難所等	災害発生後、概ね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としたチーム。
概ね72時間以降	厚生労働省	災害時健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	保健所等	被災地の都道府県や保健所の保健医療行政の指揮調整機能を支援するため、専門的な訓練を受けた都道府県・指定都市職員（医師、保健師、薬剤師など）が派遣される応援チーム。
	社会福祉協議会	災害派遣福祉チーム (DWAT)	避難所・ 福祉避難 所等	避難所や福祉避難所等で要配慮者（高齢者・障がい者・子どもなど）への福祉支援を行い、ADLの低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐことを目的とした、福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、保育士など）からなるチーム。
	(一社)日本 災害リハビリ テーション支 援協会	日本災害リハビリテ ーション支援協会 (JRAT)	避難所等	被災者・要配慮者の生活不活性発病や災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とすることで被災者が早期に災害を乗り越え、自立生活を再建、復興できることを目指し、活動するチーム。
	(公社)日本栄 養士会	日本栄養士会災害支援 チーム (JDA-DAT)	避難所等	迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、被災者への栄養・食生活支援、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行うチーム。

時間	関係機関	派遣チーム	活動場所	活動内容
概ね72時間以降	日本赤十字社	日赤救護班	避難所等	応急医療・助産・巡回診療等があり、区災害対策本部などと連携・調整し、被災地で怪我をした人の治療のほか、避難所を中心とした被災者の巡回診療、現地の病院業務の支援等を行う救護班。
	厚生労働省	災害時保健師等広域応援	保健所等	被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を目的とし、健康相談、健康管理、メンタルヘルスおよび避難所等の衛生対策等を行う。また、必要な医療資源の配分に関する医療保健ニーズ等の情報収集及び、整理・分析等も行う。
概ね1か月以内	(公社)日本認知症グループホーム協会	災害介護派遣チーム(DCAT)	避難所・福祉避難所等	避難所や福祉避難所、介護保険事業所等で要配慮者等のケアや生活環境に配慮した対応や支援の実施、福祉ニーズの把握と情報発信等を行うチーム。
集団感染のリスクが高まった場合	厚生労働省	災害時感染制御支援チーム(DICT)	避難所等	医療体制の逼迫や避難所における衛生環境の悪化により、集団感染のリスクが急激に高まった場合、被災地の感染制御の支援・感染症対策の支援に取り組むチーム。

第4部 第7章 物流・備蓄・輸送対策

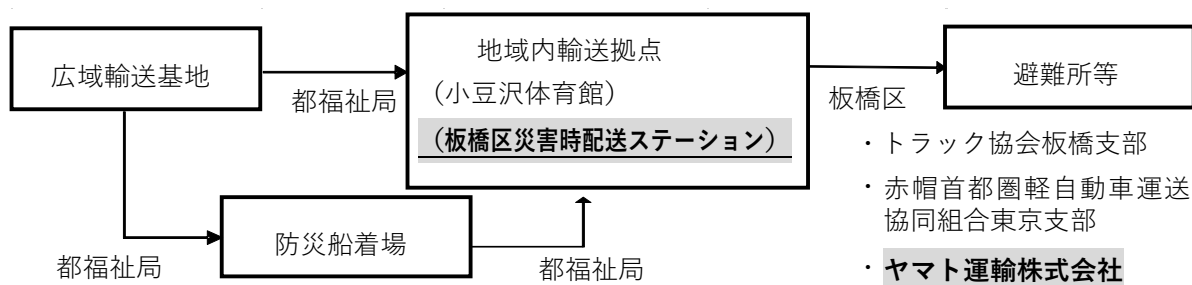
第3節 備蓄・調達物資の輸送

第1 物資の輸送

イ 輸送体制

(ア) 調達物資

【輸送系統図】(P402)



(中略)

ウ 指定公共機関等による協力

発災時に緊急を要する物資等の輸送のため必要があるときは、協定に基づく、次の事項を明らかにして、要請するものとする。

協定先	連絡事項
東京都トラック協会 板橋支部	(ア) 派遣要請の理由 (イ) 車両の台数及び運転手等の人数
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	(ウ) 輸送する物資及び場所 (エ) 輸送業務の期間
ヤマト運輸株式会社	(オ) その他必要な事項

第5部 第1章 初動態勢

非常配備態勢の種別及び動員態勢（P509）

情報・・・情報統括班（危機管理部）
がけ地・・・がけ地対策班（建築指導課）

本部	本部の所管	配備態勢	対応班等				
			情報	土木	がけ地	特別活動員	その他
—	水防対策室※1	警戒態勢	△	○	○	×	×
水防本部	水防本部長室	水防本部第一【限定対応】 （短時間豪雨：ゲリラ豪雨）	○	○	○	○	△ （一部）
		水防本部第二 【土砂災害シフト】 （短時間豪雨：小規模台風）	全庁態勢（限定対応＋特命機動班※2）				
災害対策本部	災害対策本部長室	荒川シフト 第1段階 （大規模水害への警戒： 荒川氾濫・線状降水帯）	全庁態勢 （災害対策本部における応急業務）				
		荒川シフト 第2段階 （大規模水害のおそれ、又は 災害救助法の適用）	全庁態勢 （災害対策本部における応急＋復旧業務）				

※1 水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。指揮下には土木部各課、南部及び北部土木サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。

なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

※2 特命機動班・・・河川の氾濫や土砂災害発災のおそれがある場合に、状況に応じて避難所の開設・運営に従事する。なお、水防本部第二【土砂災害シフト】に至らない場合においても、自宅で過ごすことに不安な住民が、一時的な待機場所として活用する自主避難所の開設・運営にあたる。

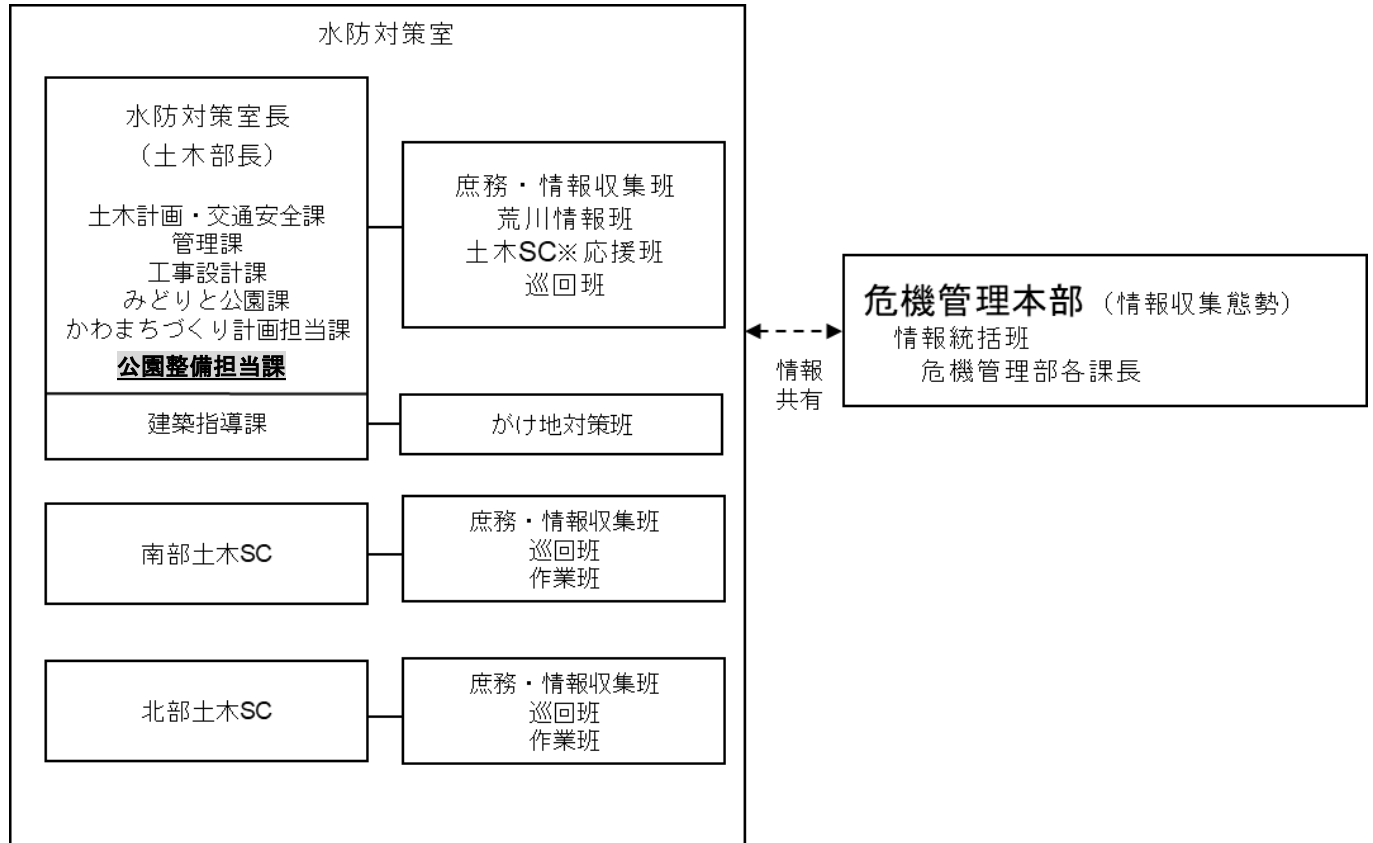
（第5部第7章第11節 自主避難対策を参照）

第1節 板橋区水防本部の組織・運営

台風、暴風、豪雨等による風水害に対処するための水防本部の非常配備態勢は、災害の状況その他により本部長（区長）が必要と認める態勢をとるものとする。

1 水防対策室

ア 組織体制 (P510)



イ 組織構成及び役割分担 (P511)

警戒体制／水防対策室

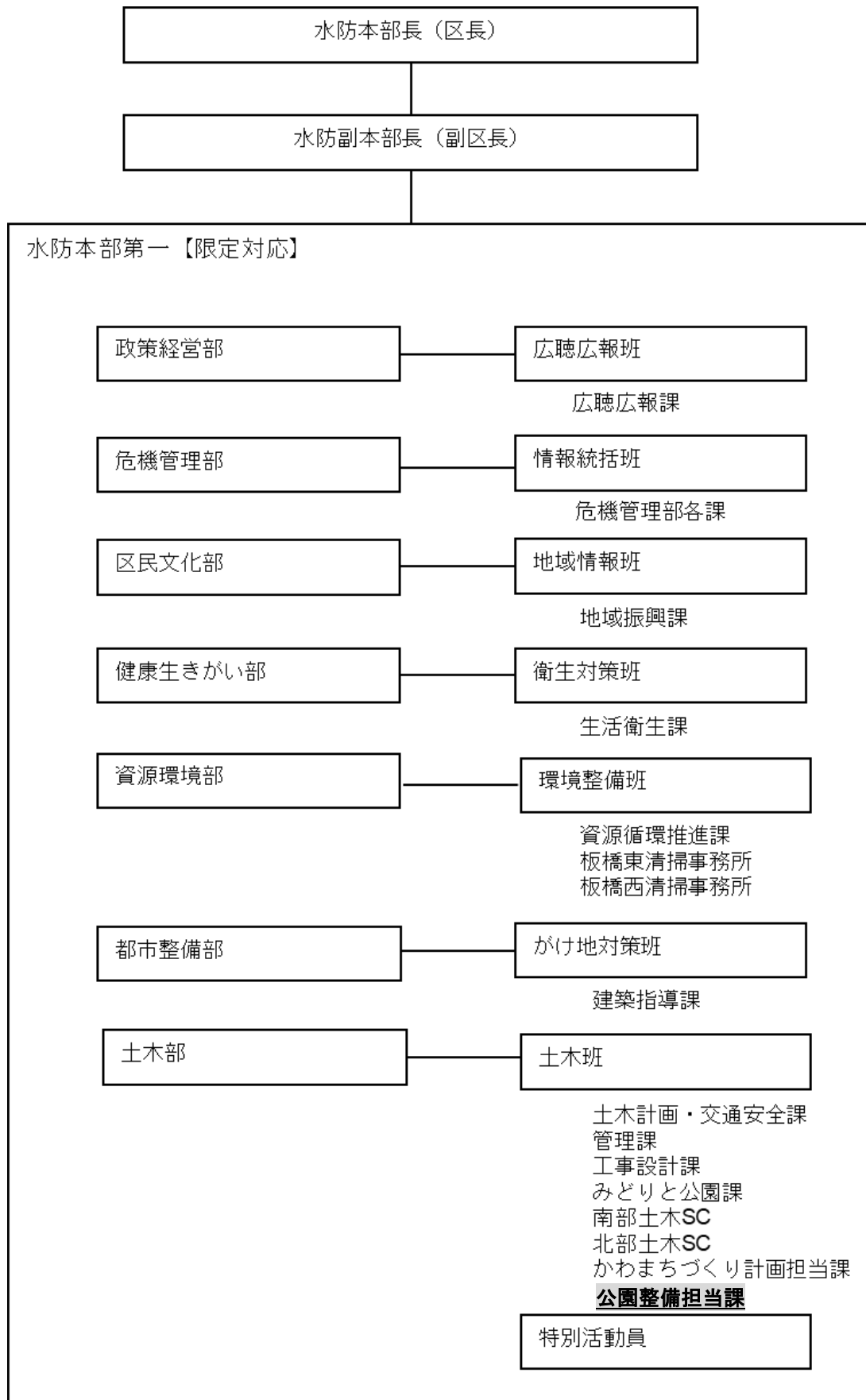
種別	班	業務内容	担当
水防対策室	土木班	1 職員の待機及び出動指令に関する こと。 2 水防対策室設置及び解除に関する こと。 3 危機管理本部との連絡調整に関する こと。 4 水防対策室内各班、庁内各部及び防災 関係機関との連絡調整に関する こと。 5 災害対策本部の設置要請に関する こと。 6 道路のパトロールに関する こと。 7 現場対応に関する こと。	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 公園整備担当課
	がけ地 対策班	被害箇所（おそれを含む。）の調査及び 対応に関する こと。	建築指導課
情報収集 連絡体制	情報 統括班	1 災害情報の整理に関する こと 2 水防対策室との連絡調整に関する こと	危機管理部各課

※ 土木班 土木部内の班の総称をいう。

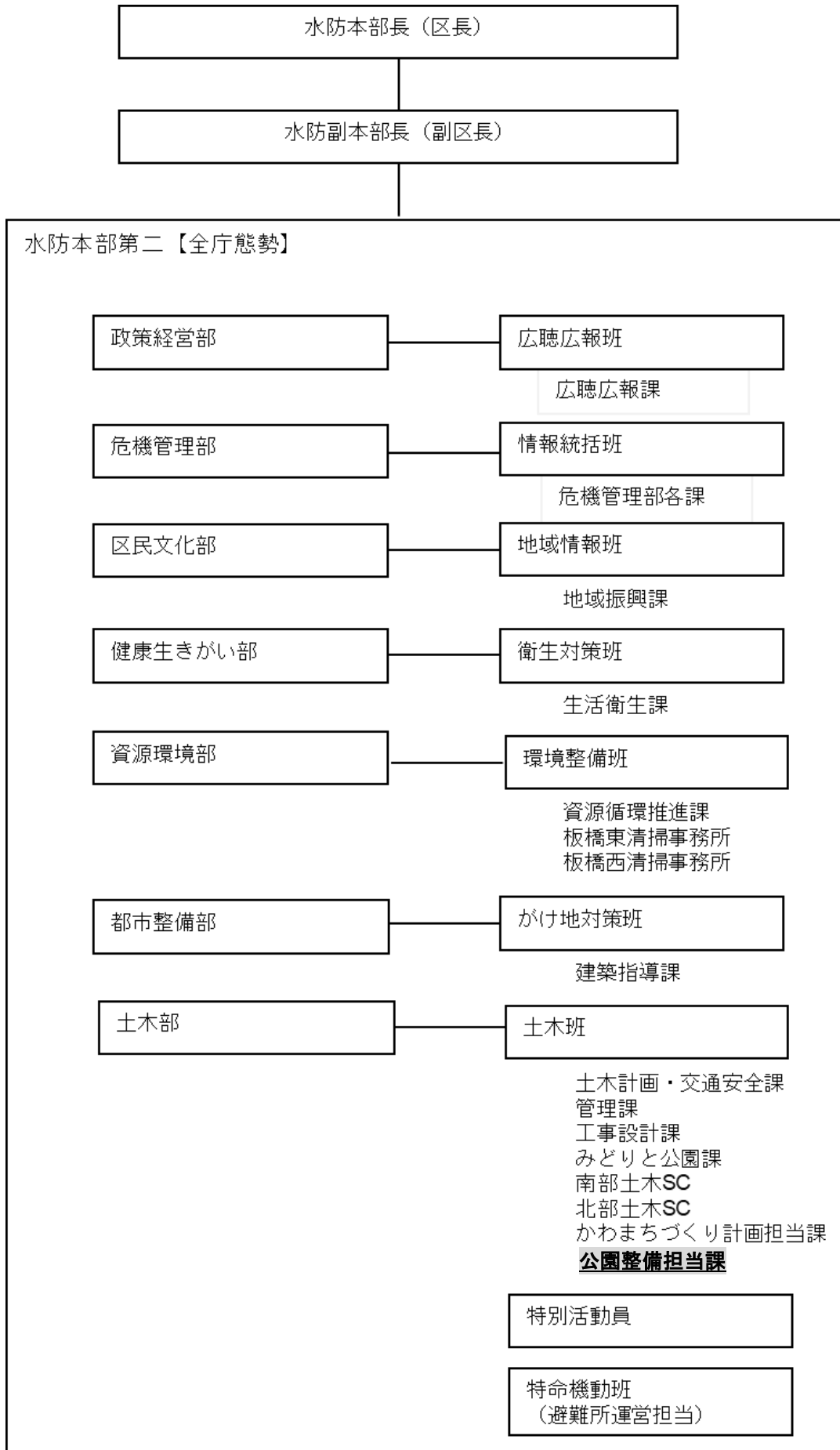
2 水防本部

(3) 組織体制

ア 水防本部第一【限定対応】 (P512)



イ 水防本部第二【全庁態勢】 (P513)



(4) 組織構成及び役割分担

水防本部 (P515)

種別	班	業務内容	担当
水防本部 第一・第二	環境整備班	浸水被害によるごみの収集に関する こと。	資源循環推進課 板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所
	地域情報班	1 集会室等の開放に関する こと。 2 被害状況の把握に関する こと。 3 地域班の動員に関する こと。	地域振興課 地域センター
		罹災証明書の発行に関する こと。	戸籍住民課 区民事務所
	特別活動員	1 特別活動員の任務 2 特命事項に関する こと。	指定された特別活動員
	特命機動班	特命事項に関する こと。	指定された部・課・隊・ 職員
	土木班	1 風水被害の対応に関する こと。 2 情報統括班との連絡調整に 関すること。 3 災害情報の整理に関する こと。	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 公園整備担当課
	がけ地 対策班	被害箇所(おそれを含む。)の調査及 び対応に関する こと。	建築指導課

第5部 第3章 水防対策

第1節 水防情報

2 洪水予報を行う河川（国管理）（P549）

(3) 発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 危険水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高※
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P.+ 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.80m	13.30m	14.599m	A.P.- 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 五丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P.+ 0.000m

※荒川工事基準面（A.P.）：0.000m

第5部 第7章 避難者対策

第2節 避難指示等の判断・伝達

2 避難指示等の判断基準等

(1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

イ 荒川※（P581）

気象情報【参考】	警戒 レベル	①水位 (治水橋)	②水位 (岩淵水門)	③水位予測	避難情報
大雨特別警報（浸 水害）	5	氾濫発生 14.599m	氾濫発生 8.57m		緊急安全確保
	4	氾濫危険水位 13.3m	氾濫危険水位 7.7m	上昇 (氾濫危険情報)	
洪水警報	3	避難判断水位 12.8m	避難判断水位 6.5m	未達	避難指示
				上昇 (氾濫警戒情報)	
大雨注意報	2	氾濫注意水位 7.5m	氾濫注意水位 4.1m	上昇 (氾濫注意情報)	高齢者等避難 (荒川浸水域) 要配慮者利用施設 早期避難情報
				未達	
早期注意情報	1	水防団待機水位 7.0m	水防団待機水位 3.0m	上昇	要配慮者利用施設 避難準備情報
				未達	

※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

第3節 避難誘導

(3) 安全な避難方法の確保 (P586)

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- **台風等に伴い荒川氾濫の危険が高まった場合には、区は、浸水のおそれがない親戚や知人宅・ホテルなどへの「分散避難」を促すとともに、区内の浸水が及ばない地域への「高台避難」(水平避難)を促すこととし、これを基本的な避難行動とする。**
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区で、特に板橋区洪水ハザードマップ(荒川氾濫版)において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として**下記を開設する。なお、緊急一時退避場所は避難所とは異なることに留意が必要であり、区民に対し、その旨を周知していく。**

<緊急一時退避場所>

施設名	所在地	退避スペース等	退避可能人数
MFLP・LOGIFRONT 東京板橋	舟渡 4-3-1	2～6階の車路 計 4,881 m ²	約 1,000 人
新河岸陸上競技場	新河岸 3-1-3	756.81 m ²	約 800 人

- **区は、避難指示を発令したときは、特命機動班(緊急一時退避場所運営担当)等の区職員に緊急一時退避場所の開設を指示する。**
- 区は、荒川が氾濫する危険が高まり、高台及び緊急一時退避場所へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。また、堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては自宅に留まるよう呼びかける。
- 学校・保育園等は、災害状況に応じ、校長・園長等を中心に全職員が協力して、幼児、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成する。また、避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。

第4節 避難所の開設・運営（P588）

1 避難所の開設

(1) 避難所の決定

区は、河川の氾濫や土砂災害発災のおそれがある場合に、状況に応じて開設する避難所を決定する。

① 荒川及び中小河川の氾濫が想定する場合

主に、荒川浸水想定区域外の区立小・中学校及び区施設を開設する。

このほか、荒川浸水継続3日未満の地域にある区立小・中学校を開設する。

② 土砂災害の危険性が高まった場合

土砂災害ハザードマップにおける避難所及び石神井川に隣接する避難所の一部を開設する。

(2) 判断及び指示

区は、災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがある場合、高齢者等避難・避難指示等を発令したときは、特命機動班（避難所運営担当）等の区職員に安全な施設を避難所として開設を指示する。

(3) 開設・運営

風水害時の避難所開設・運営は、原則として区職員が行うことになっているが、地震災害時は、地域住民が避難所運営の主体となっている（避難所運営協議会）ことを踏まえ、地域から協力が得られる場合には、可能な限り協力をお願いする。

なお、本章に記載のないものは、第4部第6章第2節を準用する。

第11節 自主避難対策（P597）

第1 以下のような洪水・浸水以外の要因による避難態勢も必要となっており、これらの場合に自主避難所の開設を検討する。

- 1 急傾斜地の崖崩れなど河川洪水以外の要因による避難（造成中の現場を含む。）
- 2 局地的な浸水による避難
- 3 自力避難が困難な場合等の理由による不安感からの避難（高齢者・障がい者等）
- 4 その他軽微な被害が起こる又は起こることが予想される場合

第2 第1に記した自主避難に対応する避難場所として、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設を自主避難所として指定する。あくまでも自主的な避難であり、災害対応時の避難所ではないことに留意する。